

4 男女平等参画社会の実現

1. 男女が共に担う労働運動の推進に向けて

(1) 連合神奈川第2次男女平等参画推進計画の着実な推進

- ①推進計画の達成に向けては、推進組織である「連合神奈川男女平等推進委員会」を中心に、構成産別・単組の実状を調査・分析し、問題点の解決などに取り組みながら、推進計画を着実に推進していきます。なお、問題解決にあたっては、構成産別・単組との意見交換等を実施し取り組むこととします。
- ②2010年6月に実施した取り組み状況調査では、推進計画の統一目標である、i) 運動方針に男女平等参画を明記 ii) 女性組合員比率の女性役員の配置 iii) 女性役員ゼロ組織をなくす、などは厳しい状況にあることから、2012年10月までの取り組み期間満了に向けて、対応を強化します。また、第3次行動計画の論議を開始します。
- ③女性の連合神奈川大会議長等への選出や、大会・中央委員会への女性の参画については、規約の見直しなど拡充に向けた環境整備を開始します。

(2) 連合運動への参加・参画の推進

- ①連合神奈川男女平等推進委員会と女性委員会が連携し、連合の「男女平等月間（6月）」への企画・実践や、「全国男女平等推進委員会委員長会議」での意見反映、女性リーダー研修への参加等、あらゆる視点に立った活動を進めていきます。
- ②女性課題や男女平等課題を論議する場として、引き続き構成産別女性会議を開催します。

2. 男女平等参画社会推進のための取り組み

(1) 関係法制度の周知や更なる法整備等への取り組み

男女平等社会に向けた「機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」の職場等への徹底や、「第3次男女共同参画基本計画策定に向けた中間整理」などに対し、積極的な意見反映を行い、連合のめざす「男女平等参画社会」の実現に取り組みます。

(2) 男女共同参画推進条例、行動計画推進の取り組み

男女共同参画社会基本法に基づき、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市で策定された同条例や、県下各自治体で策定されている行動計画の実効性を高めるため、自治体や関係団体との意見交換などを行います。

(3) 女性の人権を守る取り組み

- ①女性の人権を侵害するセクシュアルハラスメントや、DVなどの問題について、法整備の対応などとともに、自治体や企業、労働組合での相談体制の充実・強化に取り組みます。
- ②ジェンダーの視点から、職場や社会等を検証し、必要な意見提起を行います。